

温泉分析書別表

1. 源泉名 **しもべ奥の湯 高温源泉**
2. 湧出地 **山梨県南巨摩郡身延町下部字見ノ木202番**
3. 温泉分析申請者 **身延町長 望月 仁司**
4. 泉質 **アルカリ性単純硫黄温泉 (低張性-アルカリ性-高温泉)**
5. 分析結果による療養泉分類に基づく禁忌症、適応症等は環境省自然環境局長通知(平成26年7月1日)環自総発第1407012号によれば次のとおりである。

【浴用の禁忌症】

一般的禁忌症

病気の活動期(特に熱のある時)、活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、消化管出血、目に見える出血があるとき、慢性の病気の急性増悪期。

泉質別禁忌症

皮膚又は粘膜の過敏な人、高齢者の皮膚乾燥症。

【浴用の適応症】

一般的適応症

筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり(関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期)、運動麻痺における筋肉のこわばり、冷え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下(胃がもたれる、腸にガスがたまるなど)、軽症高血圧、耐糖能異常(糖尿病)、軽い高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状(睡眠障害、うつ状態など)、病後回復期、疲労回復、健康増進。

泉質別適応症

自立神経不安定症、不眠症、うつ状態。
アトピー性皮膚炎、尋常性乾癬、慢性湿疹、表皮化膿症。

入浴上の注意

浴用の方法及び注意

温泉の浴用は、以下の事項を守って行う必要がある。

ア. 入浴前の注意

- (ア) 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。
- (イ) 過度の疲労時には身体を休めること。
- (ウ) 運動後30分程度の間は身体を休めること。
- (エ) 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。
- (オ) 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに身体を洗い流すこと。
- (カ) 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水状態にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。

イ. 入浴方法

- (ア) 入浴温度 高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。
- (イ) 入浴形態 心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。
- (ウ) 入浴回数 入浴開始後数日間は1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよいこと。
- (エ) 入浴時間 入浴温度により異なるが、1回当たり初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。

ウ. 入浴中の注意

- (ア) 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。
- (イ) 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようゆっくり出ること。
- (ウ) めまいが生じ、又は気分は不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を下げゆっくり出て、横になって回復を待つこと。

エ. 入浴後の注意

- (ア) 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること。(ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質では、温泉成分を温水で洗い流したほうがよいこと。)
- (イ) 脱水症状等を避けるため、コップ1杯程度の水分を補給すること。

オ. 湯あたり

温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。

カ. その他

浴槽の清潔を保つため、浴槽にはタオルは入れないこと。

(注)この別表は、温泉法第18条による掲示に必要な参考資料となるものである。

調査分析機関	分析書発行年月日	平成28年8月8日	資料番号	M16-0783
	株式会社 メイキョー	登録番号	16山梨み自第3号	
	代表取締役 飯田信雄	〒400-0047 山梨県甲府市徳行2-2-38	TEL 055-228-2858	FAX 055-228-8343